

概要版

男女ハートフル共生プラン ～茂原市男女共同参画計画（第5次）～

〔令和8年度～令和12年度〕



茂原市マスコットキャラクター

モバリん

令和8年3月
茂原市

男女共同参画社会とは

誰もがお互いの人権を尊重し、共に喜びを分かち合い、性別にとらわれず、個性と能力を十分に発揮することができる社会

男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」（第2条）と定義しています。

計画策定の趣旨

本市は、市民一人ひとりが性別にとらわれず個性と能力を十分に発揮して自分らしく生きることのできる男女共同参画社会の実現を目指しており、2004年（平成16年）に第1次茂原市男女共同参画計画、2011年（平成23年）に第2次計画、2016年（平成28年）に第3次計画、2021年（令和3年）に第4次計画を策定しました。

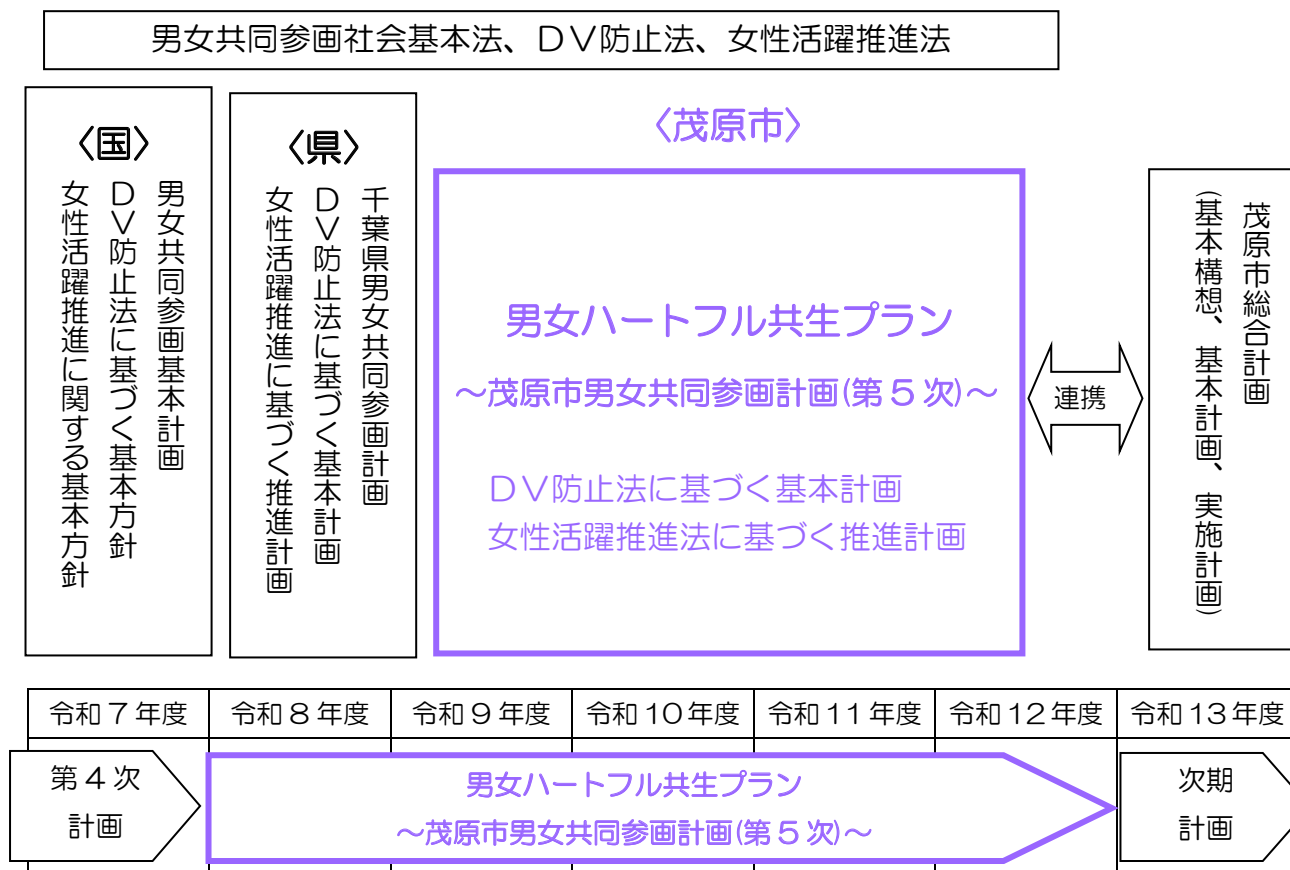
第4次計画の成果と課題を引き継ぎ、本市の地域性や文化について十分に考慮し、市民の視点に立った2026年（令和8年）からの新たな市民共通の目標と行動の指針となる「男女ハートフル共生プラン～茂原市男女共同参画計画(第5次)～」を策定するものです。

計画の性格と位置づけ

- (1) 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項の規定に基づき策定するものです。
- (2) 「茂原市まちづくり条例」第13条の規定に基づき策定するものです。
- (3) 男女共同参画社会の実現に向けた基本目標、主要課題及び施策を示した「男女ハートフル共生プラン～茂原市男女共同参画計画(第4次)～」の成果を引き継ぎつつ、国・県の男女共同参画計画も踏まえるとともに、茂原市総合計画及びその他の行政計画との整合性を図りながら、男女共同参画社会づくりを推進するものです。
- (4) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」という。）」第2条の3第3項の規定に基づく本市の基本計画として位置付けるものとし、ます。
- (5) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）」第6条第2項の規定に基づく本市の推進計画として位置付けるものとし、ます。
- (6) 国際社会共通の目標「持続可能な開発目標（SDGs）」で掲げる「ジェンダー平等とすべての女性・女児のエンパワーメント」を目指し、推進していくものです。
- (7) 「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」第5条に基づき、同法に規定する基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、国民の理解に関する施策を策定し、実施しようとするものです。
- (8) 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」第4条に基づき、同法の基本理念

にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講じようとするものです。

- (9) 男女共同参画社会の実現を図るため、全庁的に取り組むことはもとより市民や企業の理解と協力により、市として一丸となって推進していくものです。



計画の愛称

茂原市男女共同参画計画（第2次）の策定にあたり、市民の皆さんに親しみを持っていただけるよう愛称を募集し、「男女ハートフル共生プラン」と決定しました。この愛称には「男女がお互いを思いやり、ともに支えあって生きていきましょう」という思いが込められています。

計画の基本理念

自分らしく生き、共に支え合い、安心して暮らせる社会の実現

市民や団体、企業と行政が手を携え、誰もが共に喜びと責任を分かち合い、「すべての市民が住んで良かったと思える男女共同参画のまち茂原」を実現するために、「自分らしく生き、共に支え合い、安心して暮らせる社会の実現」を理念に掲げ、男女共同参画社会づくりを推進します。

基本理念

自分らしく生き、共に支え合う、安心して暮らせる社会の実現

基本目標

主要課題

施策の方向



基本目標Ⅰ 人権の尊重

すべての国民は法の下に平等であり、「人権の尊重」は、男女共同参画の根底をなす基本理念です。

男女共同参画社会づくりを推進していくためには、男女を問わず個人の尊厳を重んじ、男女が共にひとりの人間として能力を発揮できるようにしていく必要があります。

また、LGBTQ等の性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）は、周囲の理解不足や偏見により、様々な困難に直面しています。男女に限らない多様な性についても理解を深めることが求められます。

主要課題 1 人権を守るための社会づくり

人権尊重意識の啓発や、市民に対する相談体制の充実等により、すべての人が互いの価値観や生き方の違いを認め合い、自分らしく生きることのできる社会づくりを進めていく必要があります。

- 【主な施策】 ◆人権に関する教育及び意識啓発の推進
◆多様な性のあり方に関する意識啓発の推進
◆市民相談・人権相談に対する適切な対応

主要課題 2 男女共同参画の意識づくり

男女共同参画社会づくりをテーマにした講演会の開催をはじめ、市公式ウェブサイトの活用、チラシの発行等により、男女共同参画社会の意識づくりへの学習機会を確保し、啓発に努めます。

- 【主な施策】 ◆男女共同参画に関する市民向け講演会や講座等の開催
◆男女共同参画に関する意識啓発

主要課題 3 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

男女共同参画の意識づくりは、幼児期からの教育・しつけと深い関わりがあります。家庭でのしつけから学校教育・生涯学習の場に至るまで、女性も男性も個性を持つ自立した人間として、その個性と能力を育むことが必要です。

- 【主な施策】 ◆乳幼児・児童・生徒の発達段階に応じた人権尊重・男女共同参画に関する保育・教育の推進

基本目標Ⅱ あらゆる暴力の根絶

暴力は身体を傷つけるばかりでなく、個人の尊厳を踏みにじる決して許されない行為です。特に、私たちの身近に起こり得るDVや児童虐待、高齢者虐待等は、被害者の多くが誰にも相談できず、また家庭内で起こるため、発見の遅れにより被害が深刻化するといったことも課題となっています。

主要課題1 暴力の防止と被害者支援の充実

DVを根絶するための意識啓発やDVに対する相談の充実等に努めます。

また、DV被害者に対する支援のため、関係機関との連携を強化し、適切な情報の共有を図るとともに、相談員の相談対応技術の向上に努めます。

- 【主な施策】 ◆DV防止に関する相談窓口等の周知と意識啓発
- ◆障害者（児）の虐待防止
 - ◆高齢者の虐待防止
 - ◆DV対策について関係機関との連携の強化



茂原市マスコットキャラクター モバリん

基本目標Ⅲ 様々な分野における男女共同参画

男女共同参画社会の形成には、社会のあらゆる分野において男女が対等な構成員として活動に参画し、一人ひとりが個性や能力を発揮できる環境づくりが必要です。

誰もが自らの希望する生き方を選択できる社会を実現するために、固定的な性別役割分担意識を変え、男女が対等に意見を反映できるような環境づくりに取り組むとともに、働き方を見直し、家庭や地域活動への積極的な参加を促進するなど、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進が必要です。

主要課題1 政策・方針決定過程における男女共同参画

市の審議会等委員への女性の積極的な登用を推進するとともに、市職員についても女性の登用に努めます。

- 【主な施策】 ◆男女共同参画によるまちづくりの推進と審議会等委員への女性参画の拡大
◆市女性職員の登用の推進

主要課題2 地域社会における男女共同参画

地域活動や各種ボランティア活動への男女共同参画を促進するため、情報の収集・提供及び意識啓発に努めます。

- 【主な施策】 ◆市民活動における男女共同参画の促進

主要課題3 家庭における男女共同参画

男女共同参画に関する学習機会の提供や広報・啓発などを通して、家事・育児・介護など家庭生活における男女共同参画を促進します。

また、子育てに対する不安や負担を軽減し、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりに努めるとともに、介護を必要とする人とその家族が地域で安定した生活ができるよう、様々な支援、相談に努めます。

- 【主な施策】 ◆父親の子育てに関する学習機会の提供
◆多様な働き方を支援するための保育サービスの拡充
◆高齢者の総合相談窓口の充実

主要課題4 労働の場における男女共同参画

仕事や家庭・地域活動などにおいて、それぞれが多様な生き方が選択・実現できるようワーク・ライフ・バランスの推進に取り組みます。

また、雇用の場における労働関係法令の周知や啓発などを推進するとともに、女性の再就職支援や職業能力開発の促進に努めます。

- 【主な施策】
- ◆市民へのワーク・ライフ・バランスの推進
 - ◆男女雇用機会均等や育児・介護休業に係る法制度の周知とポジティブ・アクション（積極的改善措置）の促進
 - ◆農業における家族経営協定 締結の促進

基本目標Ⅳ 誰もが安心して暮らせる環境づくり

男女共同参画社会の実現のためには、私たち一人ひとりが生涯を通じて心身ともに健康で安心して暮らせる環境づくりが必要です。

育児・介護等を社会全体の問題としてとらえ、次世代を担う子どもを産み育てる環境の整備や、高齢者・障害者福祉の充実を図ることにより、誰もが安心して暮らせる環境づくりに繋げていく必要があります。

また、これまで女性の参画が少なかった防災や防犯などの分野についても、安全・安心な市民生活を守る上で、男女共同参画の視点から見直し、男女のニーズの違いに対応する必要があります。

主要課題1 安心して活動できる環境の整備

高齢者や障害者、様々な悩みを持つ方等が、安定した生活の中で生きがいを持って活動できるよう、様々な支援、相談に努めます。

また、災害や犯罪に市民生活が脅かされることのないよう、地域ぐるみで行われている防災や防犯への取組について支援を行います。

- 【主な施策】
- ◆高齢者の自主活動への支援
 - ◆障害者（児）の地域生活支援の充実
 - ◆こころの健康に関する相談・支援の実施
 - ◆男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の充実

主要課題2 健やかに安心して暮らせる環境の整備

生涯を通じて健康な生活を送ることができるよう、思春期から中高年期、高齢期など、生涯を通じた健康支援を進めます。

また、女性が安心して妊娠・出産し、子育てができるよう、相談体制を充実させるとともに、夫婦が協力して子育てができるよう支援します。

- 【主な施策】◆自らの健康を自ら管理する意識づくりについての啓発
◆スポーツを通じた健康増進
◆安心して妊娠・出産するための支援

計画の推進体制

第5次計画に基づき、様々な施策を総合的かつ計画的に推進していくため、庁内においては「茂原市男女共同参画社会づくり推進委員会」を設置し、計画の推進、施策の調査・研究に努めるとともに、関係各課で取り組んでいる各事業の進ちょく状況について事業評価シートによる評価を行い、計画の適切な進行管理に努めます。

また、有識者等からなる「茂原市男女共同参画社会づくり推進協議会」により外部評価を実施することで評価の透明性を確保し、施策の効果的推進を図るとともに、結果について広く公表します。

市・推進委員会・推進協議会が一体となり「市民一人ひとりが性別にとらわれず個性と能力を十分に発揮して自分らしく生きることのできる男女共同参画社会の実現」を目指します。

男女ハートフル共生プラン ～茂原市男女共同参画計画（第5次）～ 概要版

発行：令和8年（2026年）3月

編集：茂原市総合企画部企画政策課

〒297-8511 茂原市道表1番地

TEL：0475-20-1651 FAX：0475-20-1602

Mail：kikaku2@city.mobara.chiba.jp